

令和 5 年度決算に係る資金不足比率について

中空知広域水道企業団水道事業会計の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項の規定による令和 5 年度決算における「資金不足比率」は次のとおりとなりましたので、お知らせします。

水道事業会計

年 度	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
5	—	20

※資金不足がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

○資金不足比率とは・・・

$$\text{資金不足比率} = \text{資金の不足額} \div \text{事業の規模}$$

資金の不足額(法適用企業):

(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
－流動資産)－解消可能資金不足額

事業の規模(法適用企業):

営業収益の額 － 受託工事収益の額

資金不足額が、事業規模の20%を超える額となった場合、早期に健全化基準未滿となる「経営健全化計画」を策定しなくてはなりません。